

F A Q (よくある質問)

Q 軽貨物の届出について、費用はかかりますか。

A 届出については費用はかかりませんが、車検証・ナンバープレートの交付等については別途費用がかかります。

Q 何台から貨物軽自動車運送事業はできますか。

A 1台から可能です。

Q 届出してすぐ連絡書の発行はできますか。

A 記載事項に問題無ければ、その場で連絡書を発行できます。

Q 運輸支局の手続きは運送事業者本人が行かなくてはならないのでしょうか。

A 代理の方でも結構です。委任状等も不要です。

Q 遠方なので郵送で対応してもらいたい。

A 郵送代金を全額ご負担いただける場合に限り、郵送で対応しています。届出書(所定事項を記入済みのもの)2部と事業用自動車等連絡書1部、車検証(コピー)1部、返信用封筒(切手を貼付して宛先を記入したもの)を同封のうえ送付してください。

Q 現在5ナンバー(軽乗用)の車両を貨物事業に使いたい。

A 乗用用途のままでは軽貨物事業はできませんので、軽自動車検査協会に相談して構造変更を受けるなどしてください。

Q 車検証を紛失してしまいましたが、抹消したいです。

A 軽自動車検査協会に相談して、再交付を受けたいうえで減車届出等の手続きを取って下さい。

Q 荷主(取引先)や銀行から「許可書・貨物軽自動車経営届出書」の控えを提出するよう言われましたが、紛失してしまったので再発行できますか。

届出ですので許可書はありません。また、届出書の控えの再発行はできません。

A その代わりの措置として、運輸支局輸送部門に「証明願」を提出し、貨物軽自動車運送事業を営む者として届出されていることを証明する書面を入手することができます。